

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月28日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証 R E I T E T F
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年12月28日付をもって提出しました有価証券届出書（2021年1月18日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）において、投資家の利便性向上の観点から、設定・交換に関する投資信託約款の変更に伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

<訂正前>

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の翌営業日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

ユニット有価証券は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、１単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の数量をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託会社が別に定めるものとします。

<訂正後>

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

ユニット有価証券は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、１単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の数量をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託会社が別に定めるものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（1）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証REIT指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拋出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

<訂正後>

（1）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証REIT指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投

資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

- ・なお、拠出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

<訂正前>

(4) 取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の2営業日前以降の3営業日間
- 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の4営業日前以降の6営業日間
- 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の2営業日間
- 4) ~ 5) （略）

<訂正後>

(4) 取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
- 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間
- 4) ~ 5) （略）

<訂正前>

(5) 申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の翌営業日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

<訂正後>

(5) 申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
ホームページアドレス：http://www.simplexasset.com/
電話番号：03-5208-5211
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の数量は、交換請求日の翌営業日の基準価額に基づいて計算された数量とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。

～（略）

交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。

- 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の2営業日前以降の3営業日間
- 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の4営業日前以降の6営業日間
- 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の2営業日間
- 4) ～ 5) （略）

受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

～（略）

(3) 受益権の買取り

（略）

原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額とします。

～（略）

<訂正後>

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の数量は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された数量とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。

～（略）

交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。

- 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間

2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間

3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間

4) ~ 5) （略）

受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

~ （略）

(3) 受益権の買取り

（略）

原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

~ （略）